

2023年4月19日

各位

東京都中央区京橋2丁目13番10号  
兼松エレクトロニクス株式会社  
代表取締役社長 渡辺 亮

### 株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である兼松株式会社（以下「兼松」といいます。）から、2023年3月31日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（ただし、当社及び兼松を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を兼松に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

#### 記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：兼松株式会社

住所：神戸市中央区伊藤町119番地

（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っているとのことです。）

最寄りの連絡場所：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号（東京本社）

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

兼松は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき金6,200円の金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2023年5月9日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、兼松が指定した場所及び方法又は当社と兼松で協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以 上